

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小榊アスカ福祉会（以下「法人」という。）定款第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 理事会及び評議員会に出席する役員及び評議員に対して、実費として1回につき8,000円を弁償することができる。ただし、同一日に理事会及び評議員会の両方に出席する場合は、1回とみなす。

- 2 監事が定款第18条第1項の規定により監査したときは、前項の規定を準用する。
- 3 役員研修等理事会が特に必要と認める業務に役員が従事したときは、第1項の規定を準用する。（当該役員が利用する交通機関の運賃相当額を実費として弁償することができる。）

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年11月16日から施行する。

この規程は、令和2年3月29日から施行する。

この規程は、令和5年9月29日から施行する。